



宮 崎 県 公 報

平成30年3月29日(木曜日)号外 第15号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

<p>企業局企業管理規程</p> <p>○企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程…………… 1</p> <p>病院局企業管理規程</p> <p>○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2</p> <p>○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4</p> <p>○病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4</p> <p>人事委員会規則</p> <p>○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 5</p>	頁	<p>○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 6</p> <p>公安委員会公告</p> <p>○警備員等の検定の実施について…………… 8</p> <p>海区漁業調整委員会指示</p> <p>○漁業法に基づく指示(2件)…………… 8</p> <p>県議会規則</p> <p>○宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則…………… 9</p> <p>県議会告示</p> <p>○宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示…………… 10</p> <p>○県議会文書取扱規程の一部を改正する告示…………… 10</p> <p>○宮崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示…………… 11</p>
---	---	---

企業局企業管理規程

企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成30年3月29日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第2号

企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

(企業局組織規程の一部改正)

第1条 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(技監等)</p> <p>第21条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">職</th> <th style="width: 70%;">職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営企画監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>開発企画監</td> <td><u>上司の命を受けて、局の特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職	職務	[略]		経営企画監	[略]	開発企画監	<u>上司の命を受けて、局の特定の事務を掌理する。</u>	[略]		<p>(技監等)</p> <p>第21条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">職</th> <th style="width: 70%;">職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営企画監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職	職務	[略]		経営企画監	[略]	[略]	
職	職務																		
[略]																			
経営企画監	[略]																		
開発企画監	<u>上司の命を受けて、局の特定の事務を掌理する。</u>																		
[略]																			
職	職務																		
[略]																			
経営企画監	[略]																		
[略]																			

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の給与に関する規程(昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">職務の級</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	職	職務の級	支給額	[略]			<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">職務の級</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	職	職務の級	支給額	[略]		
職	職務の級	支給額											
[略]													
職	職務の級	支給額											
[略]													

経営企画監 開発企画監 副参事 所長 [略]	[略]	経営企画監 副参事 所長 [略]	[略]
------------------------------------	-----	---------------------------	-----

(企業局職員表彰規程の一部改正)

第 3 条 企業局職員表彰規程 (平成元年宮崎県企業局企業管理規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員表彰審査会) 第 9 条 [略] 2 [略] 3 審査員は、技監、総務課長、工務課長、電気課長、施設管理課長、総合制御課長、北部管理事務所長、 <u>経営企画監及び開発企画監</u> をもって充てる。	(職員表彰審査会) 第 9 条 [略] 2 [略] 3 審査員は、技監、総務課長、工務課長、電気課長、施設管理課長、総合制御課長、北部管理事務所長及び <u>経営企画監</u> をもって充てる。

附 則

この企業管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

宮崎県病院局企業管理規程第 3 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の支給等) 第 2 条 職員の初任給、昇格及び昇給の基準並びに給与及びその支給等については、この規程に定めのあるものを除くほか、 <u>単純な労務に雇用される職員</u> (以下「 <u>現業職員</u> 」という。) においては、 <u>現業職員の給与に関する規則</u> (昭和32年宮崎県規則第52号。以下「 <u>現業職員給与規則</u> 」という。) の適用を受ける者の例に、 <u>現業職員以外の職員</u> においては職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「 <u>職員給与条例</u> 」という。) の適用を受ける者の例による。	(給与の支給等) 第 2 条 職員の初任給、昇格及び昇給の基準並びに給与及びその支給等については、この規程に定めのあるものを除くほか、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「 <u>職員給与条例</u> 」という。) の適用を受ける者の例による。
(給料表) 第 3 条 給料表の種類及びその適用範囲は、別表第 1 に掲げるとおりとし、行政職給料表においては職員給与条例第 3 条第 1 項第 1 号の給料表の例に、医療職給料表においては同項第 5 号の給料表の例に、 <u>現業職給料表</u> においては <u>現業職員給与規則第 2 条第 1 項の給料表の例</u> による。	(給料表) 第 3 条 給料表の種類及びその適用範囲は、別表第 1 に掲げるとおりとし、行政職給料表においては職員給与条例第 3 条第 1 項第 1 号の給料表の例に、医療職給料表においては同項第 5 号の給料表の例による。
2 [略] (級別基準職務表) 第 4 条 前条第 1 項に規定する給料表 (<u>現業職給料表を除く。</u>) に定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 に定める級別基準職務表 (行政職給料表の適用を受ける職員においては、職員の給与に関する条例 (昭和29年条例第40号) 別表第 6 に定める行政職給料表級別基準職務表とする。) のとおりとし、当該級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。	2 [略] (級別基準職務表) 第 4 条 前条第 1 項に規定する給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 に定める級別基準職務表 (行政職給料表の適用を受ける職員においては、職員の給与に関する条例 (昭和29年条例第40号) 別表第 6 に定める行政職給料表級別基準職務表とする。) のとおりとし、当該級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(調整を行う職及び額)

第6条 [略]

2 給料の調整額の算定方法については、現業職員以外の職員にあっては給料の調整額に関する規則(昭和32年人事委員会規則第7号)の適用を受ける者の例により、現業職員にあっては現業職員給与規則の適用を受ける者の例による。

(宿日直手当)

第11条 病院事業給与条例第16条の規定により支給される宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師(衛生検査技師を含む。)の宿直勤務又は日直勤務 5,900円

(4)・(5) [略]

2 [略]

(退職手当)

第13条 病院事業給与条例第21条の規定により支給される退職手当の額の算定及び支給に関しては、現業職員以外の職員にあっては職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の適用を受ける者の例に、現業職員にあっては単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者の例による。

別表第1(第3条関係)

種類	適用範囲	
[略]		
医療職給料表	[略]	[略]
現業職給料表	現業職員	

別表第2(第4条関係)

ア 医療職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
3級	1～3 [略] 4 [略] 5 [略]
[略]	

イ 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)である技師の職務
[略]	

別表第5 適用区分表(第6条関係)

勤務箇所	職員	調整数
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	1 [略] 2 臨床検査技師及び衛生検査技師 3 臨床検査科に勤務する衛生補助員	[略]]]

別表第8(第10条関係)

勤務箇所	種別	手当額
県立宮崎病院	1 [略]	

(調整を行う職及び額)

第6条 [略]

2 給料の調整額の算定方法については、給料の調整額に関する規則(昭和32年人事委員会規則第7号)の適用を受ける者の例による。

(宿日直手当)

第11条 病院事業給与条例第16条の規定により支給される宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の宿直勤務又は日直勤務 5,900円

(4)・(5) [略]

2 [略]

(退職手当)

第13条 病院事業給与条例第21条の規定により支給される退職手当の額の算定及び支給に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の適用を受ける者の例による。

別表第1(第3条関係)

種類	適用範囲	
[略]		
医療職給料表	[略]	[略]

別表第2(第4条関係)

ア 医療職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
3級	1～3 [略] 4 [略] 5 副部長の職務 6 [略]
[略]	

イ 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)である技師の職務
[略]	

別表第5 適用区分表(第6条関係)

勤務箇所	職員	調整数
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	1 [略] 2 臨床検査技師	[略]]

別表第8(第10条関係)

勤務箇所	種別	手当額
県立宮崎病院	1 [略]	

精神医療センター	2～5 [略]	精神医療センター	2～5 [略]
	6 [略]		6 [略]
	7 精神病棟に勤務する看護助手		620円

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																										
<p>(病院の職員の職)</p> <p>第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院</td> <td>院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 医長 副医長 技師長(診療部放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(病院の職員の職務)</p> <p>第11条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病 院	職	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 医長 副医長 技師長(診療部放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長	職	職 務	[略]		部長	[略]	[略]		<p>(病院の職員の職)</p> <p>第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院</td> <td>院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) <u>副部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。)</u> 医長 副医長 技師長(診療部放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(病院の職員の職務)</p> <p>第11条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>副部長</u></td> <td><u>上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病 院	職	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) <u>副部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。)</u> 医長 副医長 技師長(診療部放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長	職	職 務	[略]		部長	[略]	<u>副部長</u>	<u>上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。</u>	[略]	
病 院	職																										
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 医長 副医長 技師長(診療部放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長																										
職	職 務																										
[略]																											
部長	[略]																										
[略]																											
病 院	職																										
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) <u>副部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。)</u> 医長 副医長 技師長(診療部放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長																										
職	職 務																										
[略]																											
部長	[略]																										
<u>副部長</u>	<u>上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。</u>																										
[略]																											

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

宮崎県病院局企業管理規程第5号

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員被服貸与規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸与する職員の範囲</th> <th rowspan="2">貸与品の種類</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">貸与期間</th> </tr> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮崎病院、県立延岡病</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>診療放射線技師 臨床検査技師</td> </tr> </tbody> </table>	貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	勤務箇所	職 員	県立宮崎病院、県立延岡病	[略]	[略]				診療放射線技師 臨床検査技師	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸与する職員の範囲</th> <th rowspan="2">貸与品の種類</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">貸与期間</th> </tr> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮崎病院、県立延岡病</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>診療放射線技師 臨床検査技師</td> </tr> </tbody> </table>	貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	勤務箇所	職 員	県立宮崎病院、県立延岡病	[略]	[略]				診療放射線技師 臨床検査技師
貸与する職員の範囲		貸与品の種類				数量	貸与期間																						
勤務箇所	職 員																												
県立宮崎病院、県立延岡病	[略]	[略]																											
	診療放射線技師 臨床検査技師																												
貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間																									
勤務箇所	職 員																												
県立宮崎病院、県立延岡病	[略]	[略]																											
	診療放射線技師 臨床検査技師																												

院及び県 立日南病 院	衛生検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士			
	[略]			
	看護師（女子職 員に限る。） 准看護師（女子 職員に限る。）	[略]		
	看護師（男子職 員に限る。） 准看護師（男子 職員に限る。） 看護補助員（男 子職員に限る。 ）	[略]		
	看護補助員（女 子職員に限る。 ）	[略]		
衛生補助員	白衣	2	1年	

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第6号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
中学校 小学校 義務教育学校	(1) 特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 通級による指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	1	小学校 中学校 義務教育学校	(1) 特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	1
			小学校 中学校 義務教育学校 高等学校	(1) 通級による指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	<u>1</u>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第7号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、 当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第72号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>(2) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。</p> <p>(3) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成22年改正県給与条例の施行の日における平成22年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成22年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。</p> <p>(4) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成23年改正県給与条例の施行の日における平成23年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成23年改正県給与条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する</p>	<p>(特地勤務手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

る条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号、第3号又は第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの第2項(前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額()とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額()と、前項第2号、第3号又は第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号、第3号又は第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」と

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額()とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額()とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 2 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成30年3月29日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2級	平成30年7月2日（月）午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成30年4月16日（月）から4月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を有する者又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 120号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成30年3月29日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

1 漁業法に基づく指示（平成27年宮漁調委指示第 110号）に規定する延縄漁業（以下「かさご延縄漁業」という。）が年間に採捕できるカサゴの漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のとおりとする。

地区	操業区域	漁獲量の上限
県北	共同漁業権第 1 号から第 9 号以内	2.9 トン
児湯	共同漁業権第 9 号から第 12 号以内	若干
県中南	共同漁業権第 13 号から第 18 号以内	3.7 トン

（注）「若干」としている区域は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会という。」）は、1 に定めるカサゴの漁獲量の上限の 8 割に達した場合、その事実をかさご延縄漁業の届出を行った者に対し通知するとともに、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。

3 委員会は、1 に定めるカサゴの漁獲量の上限を超過し、若しくは超過するおそれがある場合はかさご延縄漁業の届出を行った者

- に対し当該漁業の採捕停止を命じることができるものとする。
- 4 かさご延縄漁業の届出を行った者は、委員会が3によりかさご延縄漁業の採捕停止を命じた場合、その命令に従わなければならない。
- 5 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

宮崎海区漁業調整委員会指示第 121号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成30年3月29日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。操業期間以外にあっては、設置者の責任のもとで漬けを撤去しなければならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第61号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

1 操業区域及び操業期間

操業区域	操業期間
①次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線に囲まれた海域。 イ イタイ碇から97度、10,400メートルの点 (世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度48分19秒)	4月1日から 11月30日まで

- ロ 大分県深島南端（灯台）から 156度58分、6,744メートルの点
(世界測地系北緯32度39分33秒、東経 131度57分16秒)
- ハ ロから90度、8,100メートルの点
(世界測地系北緯32度39分33秒、東経 132度2分28秒)
- ニ イから90度、8,100メートルの点
(世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度53分30秒)

- ②次のホ、へ、ト、チ及びホを順次に結んだ線に囲まれた海域。
- ホ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 131度55分00秒
 - へ 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度5分00秒
 - ト 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度9分00秒
 - チ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 132度0分00秒

9月1日から
翌年1月31日まで

- 2 設置基数
操業区域②に設置する漬けの基数は5基を上限とする。
- 3 指示の有効期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

県議会規則

宮崎県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三

宮崎県議会議規則第 1 号

宮崎県議会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会議規則（平成10年宮崎県議会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 9 章 [略] 第10章 秘密会（第90条・第91条） 第11章 辞職及び資格の決定（第92条～第99条） 第12章 規律（第 100条～第 108条） 第13章 懲罰（第 109条～第 115条） 第14章 会議録（第 116条～第 119条） 第15章 協議又は調整を行うための場（第 120条） 第16章 議員の派遣（第 121条） 第17章 補則（第 122条） 附則 （宿所又は連絡所の届出） 第 3 条 議員は、招集地に宿所又は連絡所を定め、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。	目次 第 1 章～第 9 章 [略] 第10章 公聴会及び参考人（第90条～第95条） 第11章 秘密会（第96条・第97条） 第12章 辞職及び資格の決定（第98条～第 105条） 第13章 規律（第 106条～第 114条） 第14章 懲罰（第 115条～第 121条） 第15章 会議録（第 122条～第 125条） 第16章 協議又は調整を行うための場（第 126条） 第17章 議員の派遣（第 127条） 第18章 補則（第 128条） 附則 （宿所又は連絡所の届出） 第 3 条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。
2 会期中における連絡は、すべて前項の宿所又は連絡所あてとす	

<p>る。</p> <p>(出席催告の方法)</p> <p>第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第 113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は招集地における議員の宿所若しくは連絡所に文書又は口頭をもって行う。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 122条 [略]</p> <p>2 議事は、速記法又は議長が適当と認めた方法によって記録する。</p> <p>(会議録の保管)</p> <p>第 125条 会議録は、議長が保管する。</p>	<p>(出席催告の方法)</p> <p>第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第 113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（第3条（宿所又は連絡所の届出）の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 122条 [略]</p> <p>2 議事は、録音又は議長が適当と認めた方法によって記録する。</p> <p>(会議録の保管)</p> <p>第 125条 会議録（歴史資料として価値があるものを除く。）は、議長が保管する。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県議会告示

宮崎県議会議務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三

宮崎県議会告示第1号

宮崎県議会議務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会議務局の組織等に関する規程（昭和25年議会議務局規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 各課の事務分掌は次のとおりである。</p> <p>総務課 [略]</p> <p>議事課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 速記に関すること</u></p> <p>(4)~(13) [略]</p> <p>政策調査課 [略]</p>	<p>第4条 各課の事務分掌は次のとおりである。</p> <p>総務課 [略]</p> <p>議事課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)~(12)</u> [略]</p> <p>政策調査課 [略]</p>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三

宮崎県議会告示第2号

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示

県議会文書取扱規程（平成12年宮崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) [略]</p> <p>(8) 文庫 文書を収納するために県議会内に設置する室のことをいう。</p> <p>(9)~(12) [略]</p> <p>(文書の左横書き)</p> <p>第13条 文書は、左横書きとしなければならない。ただし、次に掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) [略]</p> <p>(8) 文庫 文書を収納するために県議会及び総務部総務課内に設置する室のことをいう。</p> <p>(9)~(12) [略]</p> <p>(文書の左横書き)</p> <p>第13条 文書は、左横書きとしなければならない。ただし、次に掲</p>

<p>げるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>総務課長又は総務部行政経営課長が縦書きを適当と認めたもの</u> (文書の記号及び番号)</p> <p>第13条の2 文書には、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める記号及び番号を付けなければならない。ただし、記号及び番号を付けることが適当でない文書又は軽易な文書については、これを省略することができる。</p> <p>(1) 条例 <u>総務部行政経営課</u>において付けること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(歴史資料としての管理)</p> <p>第40条 <u>歴史資料として価値がある文書は、別に定める方法により管理するものとする。</u></p>	<p>げるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>総務課長が縦書きを適当と認めたもの</u> (文書の記号及び番号)</p> <p>第13条の2 文書には、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める記号及び番号を付けなければならない。ただし、記号及び番号を付けることが適当でない文書又は軽易な文書については、これを省略することができる。</p> <p>(1) 条例 <u>総務部総務課</u>において付けること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(歴史資料としての管理)</p> <p>第40条 <u>歴史資料として価値がある文書の管理は、総務部総務課において行う。</u></p>
---	--

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三

宮崎県議会告示第3号

宮崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県政務活動費の交付に関する規程（平成13年宮崎県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(収支報告書への<u>証拠書類</u>の添付)</p> <p>第6条 条例第10条第4項の規定による<u>証拠書類</u>の添付は、別記様式第7号により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第4項の<u>証拠書類</u>を取得することが困難な場合には、別記様式第8号の支出証明書をもって、これに代えることができるものとする。</p> <p>(収支報告書等の写しの送付)</p> <p>第7条 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書等の写しを、別記様式第9号により知事に送付するものとする。</p> <p>(<u>証拠書類等</u>の整理保管)</p> <p>第8条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、<u>証拠書類等</u>を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>(収支報告書への<u>政務活動報告書等</u>の添付)</p> <p>第6条 条例第10条第4項の規定による<u>政務活動報告書等</u>の添付は、別記様式第7号及び別記様式第8号により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第4項の<u>領収書その他の証拠書類</u>の写しを取得することが困難な場合には、別記様式第9号の支出証明書をもって、これに代えることができるものとする。</p> <p>(収支報告書等の写しの送付)</p> <p>第7条 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書等の写しを、別記様式第10号により知事に送付するものとする。</p> <p>(<u>政務活動報告書等</u>の整理保管)</p> <p>第8条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、<u>政務活動報告書等</u>を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>

別記様式第1号中「別紙名簿のとおり」を「(別添名簿のとおり)」に、別記様式第4号中「別紙会派結成(異動、解散)届のとおり」を「(別添会派結成(異動、解散)届のとおり)」に、「別紙議員名簿のとおり」を「(別添議員名簿のとおり)」に、別記様式第5号中「別添名簿のとおり」を「(別添名簿のとおり)」に改める。

別記様式第9号を別記様式第10号とし、別記様式第8号を別記様式第9号とし、別記様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

政務活動報告書					
提出者					
用途項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広聴広報費	<input type="checkbox"/> 要請陳情等活動費	整理番号
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 事務所費	
	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 人件費	※事務所費は議員のみ		
実施日	年 月 日 ~		年 月 日		
用途・事業名等					
<政務活動に要した経費>					
番号	領収日	費目	支出目的・内容等	按分率	充当額
1	月 日			/	円
2	月 日			/	円
3	月 日			/	円
4	月 日			/	円
5	月 日			/	円
6	月 日			/	円
7	月 日			/	円
8	月 日			/	円
9	月 日			/	円
10	月 日			/	円
11	月 日			/	円
12	月 日			/	円
※支出を証明する書類 (領収書等) を提出すること。 《合計》					円
<政務活動の概要> ※県外で政務活動を行った場合に記載すること。					
目的					
日付・相手方 ・場所	日付	相手方	場所		
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
内容・所見等					
備考					

※欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号 (第6条関係)

領収書等証拠書類貼付用紙					
提出者 _____					
用途項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広聴広報費	<input type="checkbox"/> 要請陳情等活動費	整理番号
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 事務所費	
	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 人件費		<small>※事務所費は議員のみ</small>	
< 領収書等証拠書類貼付欄 >					

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の宮崎県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。